

## 「生駒市食品ロス削減協力店」制度実施要綱

(目的)

### 第1条

この要綱は本市において、「食品ロス」の削減に向けた取組を実践する店舗を食品ロス削減協力店（以下「協力店」という。）として登録し、官民連携による取組を広く周知することで、食品ロスに対する関心を深め、市民・事業者・行政が協力して、食品ロス削減に取り組む機運を醸成することを目的とする。

(対象事業者)

### 第2条

協力店に登録できる事業者は、生駒市内で食品小売業を営業する者とする。

(登録の要件)

### 第3条

別表に掲げる取組内容のうち、1項目以上取り組んでいる店舗を協力店として登録する。

(登録の手続き)

### 第4条

協力店の登録を受けようとする事業者は、店舗ごとに「生駒市食品ロス削減協力店」登録申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を確認し、前条の要件を満たす場合は、協力店として登録する。

(登録内容の変更等)

### 第5条

協力店は、申込書の内容に変更が生じたときは、「生駒市食品ロス削減協力店」登録内容変更届（様式第2号）を速やかに市長に提出するものとする。また、登録の抹消を希望する場合は「生駒市食品ロス削減協力店」登録抹消届（様式第3号）を速やかに市長に提出するものとする。

(登録の取り消し)

### 第6条

市長は、協力店が第3条に規定する要件を欠いた場合、又は協力店として適当でないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。

(協力店の役割)

### 第7条

協力店は次の各号に掲げる項目を行うこととする。

- (1)別表で選択した項目を積極的に実施し、食品ロス削減に努めること。
- (2)市が提供するポスター等の掲示物を活用し、食品ロス削減の取組を来店者に周知すること。

(市の役割)

#### 第8条

市は、次の各号に掲げる項目を行うこととする。

- (1)協力店にポスター等の掲示物を提供すること。
- (2)市のホームページ、又はその他刊行物等により、協力店が実施する取り組みに関する情報を市民に広報すること。

(その他)

#### 第9条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

#### 別表（第3条関係）

	分 類	取 組 内 容
1	売り方の工夫	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 量り売りや小分け売りの実施</li><li>・ 販売期間の延長（3分の1ルールを見直し、賞味・消費期限近くまで販売）</li><li>・ 閉店間際、期限間近商品の値引き販売</li><li>・ 値引き商品を一箇所に配置し、手に取りやすくする</li><li>・ 規格外商品、わけあり商品の販売</li><li>・ 季節商品の予約による販売</li></ul>
2	フードバンクに対する支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 余剰食品のフードバンクへの提供</li><li>・ フードドライブの実施</li></ul>
3	啓発・PR	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ポスター掲示、店内放送等による食品ロス削減に関する啓発、情報発信</li><li>・ 食べきり、使いきりに繋がるレシピ紹介</li></ul>
4	その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 上記以外の食品ロス削減の取組</li></ul>